

IV 引当金・準備金制度に関する改正

○ 引当金・準備金制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等										
<p>(1) 新事業開拓事業者投資損失準備金 (措法55の2①、68の43の2①)</p> <p>(措法55の2①、68の43の2①)</p>	<p>○ 認定特定新事業開拓投資事業計画に従って取得をした投資事業有限責任組合の組合財産となる新事業開拓事業者の株式に係る準備金の積立割合が50% (改正前：80%) に引き下げられました。</p> <p>○ 適用期限が平成30年3月31日まで1年延長されました。</p>	<p>平29.4.1以後に受ける認定に係る認定特定新事業開拓投資事業計画に従って取得をした株式に係る準備金について適用されます。</p> <p>—</p>										
<p>(2) 特定事業再編投資損失準備金 (旧措法55の3、68の43の3、旧措令32の4、39の72の3、旧措規21の3、22の46の2、改正法附則68、83、改正措令附則20、27、改正措規附則10、14)</p>	<p>○ 本制度は、廃止されました。</p>	<p>計画の認定を平29.4.1前に受けた法人の同日以後に開始する各事業年度の所得の金額の計算については、従来どおり適用されます。</p>										
<p>(3) 特定原子力施設炉心等除去準備金 (措法57の4の2、68の54の2、措令39の82の2、改正法附則1十三)</p>	<p>○ 特定原子力施設炉心等除去準備金制度が創設されました。この創設された制度の内容は次表のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #FFFF00;"> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">創設された制度の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">対象者</td> <td>青色申告書を提出する法人で原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の廃炉等実施認定事業者であるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対象期間</td> <td>原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律の施行の日から平成32年3月31日までの期間内の日を含む各事業年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">損金算入</td> <td>特定原子力施設に係る炉心等除去費用の支出に充てるため、その特定原子力施設ごとに、その特定原子力施設につき原子力損害賠償・廃炉等支援機構に廃炉等積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により特定原子力施設炉心等除去準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金の額に算入する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">益金算入</td> <td>その準備金に係る特定原子力施設につき炉心等除去費用を支出した場合には、その支出した日におけるその特定原子力施設に係る特定原子力施設炉心等除去準備金の金額のうちその支出した金額に相当する金額は、その支出した日を含む事業年度において益金の額に算入する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	創設された制度の概要	対象者	青色申告書を提出する法人で原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の廃炉等実施認定事業者であるもの	対象期間	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律の施行の日から平成32年3月31日までの期間内の日を含む各事業年度	損金算入	特定原子力施設に係る炉心等除去費用の支出に充てるため、その特定原子力施設ごとに、その特定原子力施設につき原子力損害賠償・廃炉等支援機構に廃炉等積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により特定原子力施設炉心等除去準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金の額に算入する。	益金算入	その準備金に係る特定原子力施設につき炉心等除去費用を支出した場合には、その支出した日におけるその特定原子力施設に係る特定原子力施設炉心等除去準備金の金額のうちその支出した金額に相当する金額は、その支出した日を含む事業年度において益金の額に算入する。	<p>原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律 (平29.4.28現在審議中) の施行の日から施行されます。</p>
区分	創設された制度の概要											
対象者	青色申告書を提出する法人で原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の廃炉等実施認定事業者であるもの											
対象期間	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律の施行の日から平成32年3月31日までの期間内の日を含む各事業年度											
損金算入	特定原子力施設に係る炉心等除去費用の支出に充てるため、その特定原子力施設ごとに、その特定原子力施設につき原子力損害賠償・廃炉等支援機構に廃炉等積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により特定原子力施設炉心等除去準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金の額に算入する。											
益金算入	その準備金に係る特定原子力施設につき炉心等除去費用を支出した場合には、その支出した日におけるその特定原子力施設に係る特定原子力施設炉心等除去準備金の金額のうちその支出した金額に相当する金額は、その支出した日を含む事業年度において益金の額に算入する。											
<p>(4) 中小企業等の貸倒引当金の特例 (措法57の9①②、68の59①②、改正法附則1六、62①、75③)</p> <p>(措法57の9③、68の59③、改正法附則61)</p>	<p>○ 中小法人等に対する法定繰入率の選択を認める措置について、適用対象から中小法人のうち適用除外事業者に該当するものが除外されました (50ページⅦ4参照)。</p> <p>○ 公益法人等又は協同組合等の繰入限度額に係る割増措置について、次のとおり改正が行われました。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 割増率が10% (改正前：12%) に引き下げられました。</p>	<p>平31.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されません。</p> <p>平29.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業</p>										

改正事項	改正の内容	適用時期等
(措法57の9③、68の59③)	ロ 適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました。	年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 —
(5) 農業経営基盤強化準備金 (措法61の2①、68の64①)	○ 適用期限が平成30年3月31日まで1年延長されました。	—